

石清水八幡宮『御鏡等事 第三』所引日本紀私記について

金 澤 英 之

一、『御鏡等事 第三』中に見える日本紀私記

『御鏡等事 第三』（本・末 二巻、以下『御鏡等事』と略称する）は、石清水八幡宮に奉納された鏡の由来をはじめ、八幡宮に関係を持つ諸社の縁起、宗廟・社稷などの説明、天神地祇の種類、宇佐宮における御座次第、釈迦・観音・大日など諸仏菩薩の同体であること、日本の国名の由来など、雑多な主題に関する覚え書きの類を、主に他書からの引用により構成したものである。¹⁾

成立時期については、本巻「広田 阿弥陀」の項目の後半部（一九五頁）、および、末巻「当所不入延喜式事」前半部（二一五〜六頁）が「兼頼草」となっており、これらと同じ文が、嘉禄二年（一二二六）十一月六日、卜部兼頼からの注進として、『神供時采女祈詞等』（『大日本古文書』

家わけ四石清水文書之一）、また『宮寺縁事抄』第一、第十一などに見えること、末巻末尾近くに嘉禎元年（一二三三）の日付が記された記事のあることから、十三世紀前半からなかばにかけての作と見て大過ないかと思われる。注目されるのは、全体にわたってさまざまな書物からの引用をおこなうなかに、日本紀私記の引用が見られることである。『御鏡等事』に引かれた日本紀私記は、二箇所集中して現れる。その第一は、本巻で種々の神祇について説明した箇所（二〇六〜八頁）、第二は、末巻、日本国名について説くくだり（二二四〜五頁）である。

このうち、第一の部分は、「天神」・「地神」にはじまり、「霊」・「山神」・「海神」・「産霊」・「岐神」・「保食神」・「稲魂」・「幸魂」・「現人神」・「邪鬼」・「醜女」の各項を説明する中に、「日本紀私記云々」「同私記云々」といったかたち

で私記を引くものだが、この部分に関しては、私記からの引用をふくめた全体が、『和名類聚抄』からそっくり取られたものである。したがって、ここに引かれる私記は、『和名類聚抄』序にいう「田氏私記」すなわち矢田部公望の私記と見てよい。

なお、『和名類聚抄』十巻本系では巻一「天地部神靈類三」、二十巻本系では巻二「鬼神部神靈類十六」および「鬼魅類十七」がこれに相当する箇所だが、両者のあいだには、「靈」・「邪鬼」・「醜女」などの項目の位置が異なり、二十巻本系では、「日本紀私記云」が多く「日本紀云」となるなどの相違がある。これらの特徴について比較した場合、『御鏡等事』は明らかに十巻本系の『和名類聚抄』をもととしたことがわかる。その他、『御鏡等事』では、『和名類聚抄』諸本が音仮名の「美」を用いて表記している箇所を、すべて訓仮名の「三」に置き代えているなど、なお考えるべき点も残るが、基本的にこの部分の私記の引用については、『和名類聚抄』所引私記の問題として従来論じられてきたことの範囲にとどまるものである。

これに対し、第二の、日本国名に関わって引かれた私記の引用は、より多くの問題をはらむ。次に、該当箇所を引用しておく（傍線、アルファベット、○囲み数字はすべて引用者）。

A 大八洲、其第一之洲名日本、日本豊秋津洲也、但豊秋津者、是速干神武天皇之朝而所加之名也。私記云、日本國自大唐東去万余里、日出東方昇扶桑、故云日本、是即唐人所名也、案唐曆云、日本國者和國之別名也。又私記云、古者令謂之和國、和義未詳、或曰、取稱我音之音、漢人所名之字也、此間之人、昔到彼國、而彼國問云、汝國之名稱如何、答曰、和奴國耶、和奴猶言吾也、自後謂之和奴國也、通云山跡、山謂之耶麻、跡謂之止、音登戸反、夫天地割判、泥濕未塔、是以栖山往來、因多跡區、故曰耶麻止、又古語謂居住為止、言止住於山也、景行天皇記云、干時以武内宿禰、令察東方諸國之地形、爰還來奏曰、夫東夷之中有國、其名曰日高見國、土地沃曠也、古語拾遺云、太玉命之孫天富命、造木綿及麻并布、注云、麻布此云阿良多倍、仍更求沃壤、以往下總國結城郡、而種樹麻穀矣、麻此云総、故曰総國、今案、可呼下總國結城郡以云、日高既在大日本洲之地、又我朝本楊肥饒之名、故舉彼沃壤之國、以為詞耳、

B 日本國

延喜四年講日本紀、博士春海記云、今案、日本國自大唐藥浪郡東十五万二千里、日出東方昇扶桑、此國近其地、故云日本國云々、又此國生日也、号日本之由云々、

③『日本紀私記』云、積美豆、改倭國号日本國、隋煬帝不許、至唐即^{天孫}皇后許此号

海外國記第一云、垂仁天皇十七年、後魏帝中元二年、和國使人大夫來、自稱大夫、

神功皇后世九年、魏志云、明帝景初三年六月、倭女王遣大夫難斗米等諸郡云々

C 日本國不為海底事

古人云、此國山不高、近海邊云々、仍可為海底也、而依本國神明之祐、不為海云々

D 姫氏國

④『日本紀問答』云、此國稱姫氏國如何、答云、師說梁時、寶志和尚識去、東海姫氏國、又本朝善擇推記去、東海姫氏國者、和國之名也、今案、天照大神者姫祖陰神也、神功皇后者又女帝也、依此等稱姫氏國云々

右のうち、A「大八洲」に関して現れる『私記』(①)の内容は、現在『日本紀私記甲本』として残るもののうち「弘仁私記序」(三三頁)に相当する文(傍線部実線)を主体とし、そこに『唐曆』の引用(傍線部波線)、および現存私記にはないが、『積日本紀』開題(一一〇頁)に引用されて残るものと同じ文(傍線部破線)を挿みこむかたちで成っている。

B「日本國」の項では、②『延喜四年講日本紀博士春海記』および③『日本紀私記』の二種が引かれる。『延喜四年講日本紀博士春海記』の引用は、現存する私記および『積日本紀』中に該当するものを見いだせない。『日本紀私記』の引用も、直接該当するものはなく、『積日本紀』開題(九頁)に見える「延喜講記曰」の記事がややこれに近いというにとどまる。

なお付言すれば、『海外國記』の引用も、他に例を見ない逸文である。

C「日本國不為海底事」には、「古人云」の文を引くのみで、直接に私記の類とみなせる引用はない。

D「姫氏國」の項で引かれる④『日本紀問答』の文章(傍線部破線)は、私記であることを明記しないものの、その内容は現存『日本紀私記丁本』(一八六頁)、および同書にもとづくと思われる『積日本紀』開題(一一頁)の問答と同一である。

以上が、『御鏡等事』末巻に見られる日本紀私記類からの引用だが、以下これらについて二つの点に分けて考えてい。ア、『延喜四年講日本紀博士春海記』の逸文についてイ、『日本紀私記丁本』と『日本紀問答』との関係について

二、『延喜四年講日本紀博士春海記』

まず、ア、の点から。他の文献に見えない私記の逸文としては、②③が該当する。このうち、③がいずれの講書のおりものであるかは、明確にしがたい。現在なんらかのかたちで伝わった私記のうち、国号に関する記述が登場するのは、『日本紀私記甲本』『弘仁私記序』(①に引かれた部分)、『釈日本紀』開題(六〇―一頁)に引く「延喜講記発題」「延喜講記」「延喜公望私記」「延喜開題記」、および承平度の私記である『日本紀私記丁本』などだが、決定的な手がかりはなく、いずれかの講書における私記の、他に伝わらなかつた逸文というほかない。

他方②については、その題から延喜の日本紀講に際して著されたものであることは自明である。延喜の講書に関係した私記としては、尚復として参加していた矢田部公望がこのときの間答をもとに、従来あつた私記なども参照しながら私家を加えたと考えられるものが、『和名類聚抄』『袖中抄』『釈日本紀』などに引用されるかたちで残るのがよく知られている。一方、『本朝書籍目録』には、養老から康保まで七種の私記を列挙したなかに、「延喜四年私記一卷 藤原朝臣春海撰」とある。もとより、撰者については後の追記と考えられ、『本朝書籍目録』の作者がつねに実

物について確認しているわけではないこともあり、これだけで延喜度の博士藤原春海の手になる私記が、公望の著したものと別々に存在したことの証拠にはならないが、『御鏡等事』に博士春海記を明示する引用のあることは、これが『釈日本紀』などに引かれた公望私記には見いだせない逸文であることもふくめ、春海自身の私記の存在を裏付けることになる。⁸⁾

この『延喜四年講日本紀博士春海記』との関係を考えるべきものとして、前述のように、『釈日本紀』開題に引かれた、「延喜講記発題」「延喜講記」「延喜開題記」の例が挙げられる。『釈日本紀』開題のこれらの箇所に関しては、その原型とみなされる書き入れが兼方本『日本書紀』神代巻の裏書きとして存在する。それがすべてもと『延喜日本紀講記発題』と呼ばれるひとつの書からの引用であつたと見られることは、石崎正雄「延喜私記考(上)」(『日本文化』第四三号)によつて夙く指摘されている。また、赤松俊秀「国宝下部兼方自筆日本書紀神代巻 研究編」によれば、兼方本神代巻の書き入れは、二度にわたつて行われたことが認められるが、公望私記が第一次の書き入れ中にすでに見えているのに対し、『延喜日本紀講記』の引用は、すべて後から二次的に書き入れられているという。これらのことは、『延喜日本紀講記』と題された書が、公望私記

とは独立して存在した可能性を示唆している。

この『延喜日本紀講記』が博士春海の手になることを直接に証拠づけるものはないが、公望の著作とは別のものとすれば、まずは博士であった春海を著者とするのが妥当な推測だろう。事実赤松氏は、『延喜日本紀講記』のものとして引かれる問答の答が、すべて「説云々」というかたちをとるのを、『日本紀私記丁本』などにおける「師説云々」のかたちと比較して、これを博士自身の発言であるとしている。

『御鏡等事』に引かれる『延喜四年講日本紀博士春海記』を、この『延喜日本紀講記』と同じものと考えてよいとすれば、これが博士春海の手になるものであることを直接に示す例となる。内容的に見た場合にも、兼方本神代巻に書き入れられた『延喜日本紀講記』が、発題の文字が示すとおり、いずれも日本／ヤマトの号に関わる問答であるのに対し、『御鏡等事』に引かれる『延喜四年講日本紀博士春海記』もまた、日本国号に対する説明として掲げられており、両者が同一のものであった可能性は充分認められる。

以上、『御鏡等事』の記事と兼方本『日本書紀』神代巻裏書とがあいまって、延喜度の講書にかかわる私記として、公望私記とは別に、博士春海の私記が存在し、鎌倉期にい

たるまで利用されていた可能性が示されるのである。⁹⁾

三、『日本紀私記丁本』と『日本紀問答』

つぎに、イ、の点について。④の文は、内容から見れば『日本紀私記丁本』に相当するものだが、現在『日本紀私記丁本』とされる書は、孤本であり、はじめの一丁ほどを欠くため、その元来の書名は不明である。ただ、内容的に承平度の講書における問答を記したものであることが明らかであるため、「日本紀私記」の名を冠されている。

『釈日本紀』には開題・述義・秘訓の各所にこの書を引載しているが、これを「私記」の名で呼ぶ例は比較的少数である。開題中(四～二頁)には合計一八の問答にこの書の現存する部分からの引用が認められるが、書名を記した例はない。述義・秘訓では、「薄靡而為天」(七一頁)・「国常立尊」・「豊斟淳尊」(七三頁)・「天之瓊矛」・「磯取慮嶋」(七五頁、以上述義)・「日本書紀卷第二」(二一七頁)・「溟滓」(二一八頁)・「重濁者淹滯而為地」・「神聖」(二二〇頁)・「洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也」・「純男」(二二一頁)・「譬猶浮膏而漂蕩」・「涅土根沙土根」(二二二頁、以上秘訓)の十三項目に引用が見られ、「日本書紀卷第一」・「洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也」・「譬猶浮膏而漂蕩」の三項にはそれぞれ四、三、二ずつの問答がまとめて

引かれているので、『日本紀私記丁本』との対応が確認されるものとしては、計十九の問答が引用されていることになる。このうち、「或書」として引くものが五例あり、他に「或説」一例、他の引用に続けて「又」として引くもの五例、とくに断ることなくそのまま問答を記したものが二例、「私記曰」として引かれるのは残る六例ということになる。

「私記曰」として引くものうち、「純男」の項は、『日本紀私記丁本』に

問。此純男二字乎止己乃加支利止被誦。而或説比多乎止己と誦如何。

師説。先師古説之中有_二此説_一。宜_下為_二後説_一相副存_上耳。

(二〇〇頁)

とあるのに対し、『釈日本紀』では、

私記曰。問。此二字ヲトコノカキリ止被_レ誦。而或説ヒタヲトコ止誦。以_レ何可_レ為_二正説_一哉。答。師説。ヲトコノカキリ也。ヒタヲトコ者安氏之説也。宜_下為_二後説_一相副存_上耳。(二二二頁)

と、問いの部分は合致するものの、答のなかに『日本紀私記丁本』にはない情報を含む。また、「天之瓊矛」・「埜土根沙土根」の項は、『日本紀私記丁本』、『釈日本紀』にそれぞれ、

天之瓊_{此瓊矛也}矛。

問。此注_{此注}努字或本作_レ式。今案。此瓊字下文尔尔と誦尔无_二注_一。如何。

師説。古語謂_レ玉為_レ努。仍有_二此注_一。但下文毛亦瓊字乎或努。或尔。通用也。然則作_レ式之本宜_レ為_二異本_一。(『日本紀私記丁本』二〇四頁)

天之瓊矛。

私記曰。師説。此注。瓊玉也此云_レ努。故先師又拋_レ之。而今或本。努字為_レ式也。蓋古者謂_レ玉或為_レ努。或為_レ式。而説並通。唯以_レ式為_二異本_一。(『釈日本紀』七五頁)

埜土根尊沙土根尊。

問者。煮字上去二声。已依_二古事記_一被_レ誦。今此根字已無_二古事記_一。而亦異誦如何。

師説。此亦无_レ所_二明見_一。尚復可_レ准_二煮字_一歟。(『日本紀私記丁本』二〇二頁)

湮土根。沙土根。上神之亦名。

私記曰。問。上煮字掬古事記有変声之説。今此根字已無古事記。而亦異説如何。答。師説所見不詳。猶可_レ准煮字_一歟。(『積日本紀』二二二頁)

とあり、内容的には対応するが、文章の異同が他の例に較べ顯著である。これらについては他の私記類とのあいだで文の取捨がなされたか、あるいは内容の近い別本があった可能性を予測させる。

このように、現在『日本紀私記丁本』と呼ばれている書が『積日本紀』中に引かれる場合には、「或書」「或説」として、あるいは書名を記さずに引用するのが原則であり、「私記」として引くのはむしろ例外的なケースに属する。

何故『積日本紀』がこの書を「私記」といわずに「或書」として引くのかということについては、従来かならずしも明確な説明は与えられてこなかった。『御鏡等事』がこれを『日本紀問答』の名で呼ぶことは、この問いに対するひとつの答となる。

『日本紀問答』については、『本朝書籍目録』に、種々の日本紀私記以外に『日本紀問答』一巻のあったことを載せる。この『日本紀問答』がどのような書であったかについて、これまで詳しく知られてこなかった。和田英松

『本朝書籍目録考證』には、「日本紀私記の中には、問答体なるもあれば、この書も、その一種なるにや」とあるが、これが『日本紀私記丁本』と同じものだとすれば、氏の予想は正鵠を射ていたことになろう。

実際に、卜部兼方が『積日本紀』を編纂した際に『日本紀問答』を見ていたであろうことは、状況的に推測することができる。

和田『本朝書籍目録考證』や太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」がすでに指摘するように、弘安元年(一二七八)十月、藤原兼平、一条家経などが平等院経藏へ赴き、『日本紀問答』を書写したことが『勘仲記』に見えている。一条家経が、父実経とともに卜部兼文から日本紀の講義を受けたのは、これより数年前、文永十一年(一二七四)もしくは翌建治元年(一二七五)のことであり、このときの講義の内容ををもとに兼文の子兼方が『積日本紀』を編纂するまで(尊経閣文庫所蔵本が正安三年に書写されていることから、下限は一三〇一年)のあいだに、家経をつうじて『日本紀問答』が兼文・兼方の手に入ることは充分あり得ただろう。

また、兼方本神代巻の書き入れに時期の異なる二種の存在することは先に述べたが、その第一次のものは、下巻の書写とほぼ時を同じくし、文永十一年前後、兼文の講義と

同時期のものと推定されている。一方、第二次のものは、下巻奥書に「弘安九年春比重加裏書了」とあることから、弘安九年（一二八六）に加えられたことが確かめられる。

前記赤松論の指摘するところによれば、第一次の書き入れの中には『日本紀私記丁本』に相当する書はそのままのかたちでは見あたらないのに対して、第二次の書き入れにはこの書からの引用が見えている⁽¹⁾。このことは、文永十一年前後には『日本紀私記丁本』について未見だった兼方が、その後弘安九年までのあいだにこれを入手した可能性を示すものだが、ここで『日本紀私記丁本』⁽²⁾『日本紀問答』と考えることによつて、この事実と『勘仲記』の記事とを結びつけて理解することが可能になる。

すなわち、文永十一年から翌年にかけて、兼文が一条実経・家経親子に日本紀の講義を行った際には、いまだ『日本紀私記丁本』⁽²⁾『日本紀問答』を手にしていなかったが、三、四年後に家経が平等院経蔵にて『日本紀問答』を入手し、さらに八年後の弘安九年までにはすでに兼文・兼方のもとへもわたり、神代巻への書き入れを加える際に利用することができたのではないだろうか。そして、兼方が『日本紀』を編纂したときに用いたのもこの『日本紀問答』だったと考えることで、何故この書をそのまま『日本紀問答』として引かないのかは依然不明であるとしても、すく

なくとも積極的に「私記」とは呼ばない理由は説明することができるとができる。

以上、『御鏡等事』に引かれた日本紀私記関係の記事は、資料として十分な注意を払われてきたとはいえないが、これによりとくに延喜、承平度の私記に関して若干の知見が得られることについて述べた⁽²⁾。これまで気づかれてはいたがかならずしも明瞭にされてこなかったいくつかの事柄について、さらに説明を進める一助となれば幸いである。

注

(1) 現存する伝本として、『補訂版国書総目録』には東大史料編纂所（『石清水八幡宮記録』所収、謄写本）、尊経閣文庫（『石清水八幡宮文書』所収、模写本）の二種の写本を掲げ、また活字本として、『石清水八幡宮史料叢書』第二巻に収められた翻刻がある。

三者は別々の底本に基くとみられるものの、虫喰いによる欠損や裏書の位置が共通するなど、系統の近さをうかがわせる特徴を示しており、内容に大きな異同はない。本論で引用または頁数を示す場合は、石清水八幡宮史料叢書本によつた。

(2)

『和名類聚抄』所引公望私記については、西宮一民「和名抄所引『日本紀私記』」（『日本上代の文章と表記』所収）に詳しい検討がある。ただし、『和名類聚抄』に引く訓注主体の公望私記を、『釈日本紀』などに見られ

る、問答を主体とした公望私記とは別種とする結論に關しては、すでに太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」(『太田晶二郎著作集』第三冊所収)が示したように、『袖中抄』所引の公望私記から、訓注十問答という形が本来的なものとして復元されることもあり、首肯しがた
い。

(3) 史料叢書本および尊経閣文庫本にはもと「日本紀私云、記」とあるが、史料編纂所本に準じ訂正した。

(4) 以下、現存日本紀私記および『積日本紀』は、『新訂増補国史大系』により頁数を示す。

(5) 『積日本紀』開題には、現在『日本紀私記丁本』と呼ばれる書からの引用が多く見られる。当該の一文は『日本紀私記丁本』の現存する範囲には見えないものだが、同書には冒頭部に若干の欠落があり、後述のように『御鏡等事』のこの箇所が『日本紀私記丁本』を引いていることを考慮すると、この挿入された文も元来『日本紀私記丁本』に含まれるものであったかも知れない。

(6) 『海外国記』の逸文は、他に『善隣国宝記』上に天智天皇三年の条が引かれ、また『積日本紀』述儀十、「小野臣妹子遣於大唐」(二八五頁)・「嶋名母分明」(一九三〜四頁)の項に見える、「海外記第一」・「海外記」も、『海外国記』を指すと考えられる(和田英松『本朝書籍目録考證』)。

(7) 和田注(6)前掲書解題。

(8) 『本朝書籍目録』に、七度の講書にあわせて掲げられ

た私記については、太田注(2)前掲論文以来、開講の記録に「私記」とつけただけのものが含まれると推測されている。

ただし、『養老五年私記』一卷、『弘仁四年私記』三巻、『元慶二年私記』一卷、『延喜四年私記』一卷については、巻数まで明記されている。このうち養老の講書については、実態をうかがい難いものの、『養老私記』と呼ばれるものが存在したことは、『積日本紀』、『日本紀私記甲本』、および兼方本・兼夏本・兼石本・前田本などの『日本書紀』古写本に、「養老私記曰」「養老説」「養老」と記された注が存在することから、確かと見られる。弘仁度の私記は、『日本紀私記甲本』が、崩れたかたちながらもこれに相当するとされ(粕谷興紀「日本書紀私記甲本の研究」『藝林』第一九巻第一号)、巻数も一致する。元慶度の私記は現存しないが、『積日本紀』に引く私記の一部が確実に元慶度のものに比定されることから、『本朝書籍目録』の成立した時期までなんらかのかたちで実在したと推測できる。反対に、現存私記や『積日本紀』などに見える逸文から、その存在を確言することのできない承和・康保度の私記については、いずれも巻数の記載を欠く。唯一の例外は、『日本紀私記丁本』として現存する承平度の私記に巻数の記載がないことだが、これについては『日本紀問答』について後述する事情が関係していたものと考えられる。

以上から類推すれば、『延喜四年私記』一卷について

も実在したものと見なしてよいのではないだろうか。なお、これが春海ではなく公望の私記を指すものであった可能性も残るが、公望私記について『和名類聚抄』序には、「田氏私記一部三卷」とあり、巻数が異なる。公望私記が一種のみであるとすれば、『本朝書籍目録』のいう『延喜四年私記』一卷は、公望私記を指したものでないと考えられる。

(9) 公望私記が春海の私記をどの程度取り込んでいたかという問題については、なお慎重を要するが、春海の私記が、公望私記が多く扱う開題以外の部分にもわたるものであったかどうか不明であり、また、『積日本紀』秘訓「薄靡」の項(二一九頁)には、「公望案」に対して博士の答が付されるというように、延喜の講書の際の問答を公望自身が記したと考えられるものがある。さらに、『積日本紀』中で「公望私記曰」「公望案」などの直前に置かれた「私記」も、基本的に公望私記の一部と考えられるが(太田注(2) 前掲論文)、この「私記」の問答において、博士の説を他と区別するとき「師説」と呼んでいることなどからも、公望が春海自身の私記を直接取り入れた部分は、それほど多くはなかっただろうと推定できる。ただし、公望が春海の私記を参照していた可能性は依然否定されない。

(10) 『積日本紀』中、「或書」は他に開題に二例、述義に三例が認められる(なお、秘訓二三五頁に、「アルフミ」に「或書」と傍注した例が見られるが、これは「百済

記」の訓として示されたもので論外。以下秘訓中に見える「アルフミ」はすべて「旧記」「別本」などの文字に付された訓である)。だが、開題の例のうち一例(五頁)は、『日本紀私記丁本』から引かれたことが明らかで問答の一部として現れる。述義のうち二例も、「公望私記曰問云く答云或書く」(七三頁)、「私記曰問く答或書く」(九七頁)というかたちで用いられており、後者は『袖中抄』第五「トコヨノクニ」に引かれた「日本紀公望注云」の文と一致することから、これも公望私記にもともとあったものと確定できる。したがって、これらの「或書」は編者兼方が直接に指して言ったものではない。残る開題の一例(二〇頁)、述義の一例(二〇一頁)についても、典拠不明の問答のなかで、いったん答を記した後「或書曰く」「或書作く」とつづくものであり、兼方がなんらかの書を指して「或書」と言ったものか、あるいは引用した問答の中にもともとあったものか、判断できない。結局、『積日本紀』中「或書問く答く」というかたちで問答が記され、兼方が「或書」の語を用いたことが明らかでケースは、『日本紀私記丁本』との対応が認められる五例が全てを占める。

「或説」については、他にも使用例が多く、『日本紀私記丁本』との相関を特定することはできない。

(11) ただし、赤松氏も指摘するように、間接的に『日本紀私記丁本』を引いたと見られる箇所は、第一次の注記の中にも存在する。たとえば、『日本紀私記丁本』には

「溟滓」に関する問答（一九三頁）の中で、アカクラニシテ、ホノカニシテ、ク、モリテ、クラゲナスタゞヨヒテ、クラゲナスタユタヒテの五種の訓が挙げられているが、これは兼方本神代卷第一段「溟滓」の傍注（第一次のものとして認められる）として付された五種の訓と一致する。これについては、兼文・兼方の代には『日本紀私記丁本』そのものは参照することができなかったが、たとえば『新訂増補国史大系』所収『日本紀私記乙本』・『日本紀私記丙本』のようなかたちで、もとなつた私記類から訓注を抜き出し集成したものが卜部家内部に伝わっており、それを通じて『日本紀私記丁本』に見られる訓も知ることができたと考えることで了解するのが穏当だろう。

(12) なお、『御鏡等事』にこれらの私記類が引かれることとなつた経緯については、前述のように兼頼（兼文の父）の名が石清水関係の文書中随所に見えることから、これらにも兼頼が関係していたか、あるいは兼文・兼方とも交渉のあつた可能性も考えられる。ただ、この部分を草したのが兼方だつたとすると、これまで見てきたことから『日本紀問答』を入手したのは弘安九年以降だつたはずであり、はじめに推定した『御鏡等事』の成立は、やや年代が下ることになる。むろん、兼方らとは別の経路から『日本紀問答』等を披見し得た可能性もあり、即断することはできない。

「上代文学」投稿規定

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文の分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内（注をも含む）とする。
- 3 投稿論文はワープロ原稿をも認めるが、その場合にはなるべく字間・行間をゆつたりと組み、表紙に四百字詰め換算した枚数を記す。
- 4 投稿論文は原文でなく、コピー二部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所及び勤務先（学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年）を記載する。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切日は特に設定しない。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定する。
- 10 投稿論文は返却しない。不採択の論文についてはその旨を通知する。